

社会福祉法人からし種の会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人からし種の会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び旅費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事長、役員報酬)

第3条 理事長及び副理事長の報酬は年俸とし、任期ごとに理事会において金額を決定する。報酬の総額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

2 一般役員一人に対する報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払う。

2 旅費等は、旅費規定により支給する。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 役員が理事会以外の日において、理事長の名を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の名を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 旅費等は、旅費規定により支給する。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合には、別表により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 交通費は、旅費規定により支給する。

(出張旅費)

第7条 理事長、役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規定により旅費等を支給する。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表

役職	報酬
役員・評議員	半日 5,000円
	1日 10,000円

附則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。 平成 30 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 6 月 10 日一部改正